

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志摩市長 橋爪 政吉

市町村名 (市町村コード)	志摩市 (242152)	
地域名 (地域内農業集落名)	志摩市浜島町 (南張)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、認定農業者(法人)1者に当地区の水稲栽培を集積している。また、「南張メロン」の産地であるが、現在、認定農業者1名と耕作者1名の2名しか耕作が居ない状況である。

区域内の農業者と担い手を中心に農業経営や農地等の維持管理が行われている。農地等の維持管理については、南張美農里保全会により多面的機能支払交付金を活用し、認定農業者と継続して連携を図ることが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲については、現在、特別栽培米「珠光(たまひかり)」の栽培を行っている。また、志摩市の実証実験として、一部で高温耐性米の栽培も行っている。農閑期については、ブロッコリーの栽培も継続的に行っていく。

南張メロンについては、将来耕作者が減少していくことが予想されるので、市・県・JA等の関係機関と連携を図り、将来的な担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

既に作成されている「南張人・農地プラン」の区域を原則とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の担い手への集積を優先し、集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を活用して行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
南張美農里保全会による多面的機能支払交付金を活用し、農地等の維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区は、目標地図に位置づけられた者が地域の担い手であることから、定期的に担い手と話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が耕作できるよう、地域との相互の協力連携をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①全域に獣害対策恒久フェンスを設置したことで、栽培が安定しているので継続してフェンスの管理をしていく。
 ②特別栽培米「珠光(たまひかり)」を国が定める減農薬・減化学肥料のガイドラインに基づいて栽培を行っている。
 ③作業の省力化・効率化に向けてスマート農業の導入を図っていく。
 ⑦多面的機能支払交付金の活動で農道・水路等の維持管理、農地の保全管理を継続して行っていく。